

非常時における幼児児童生徒の登下校（登降園）の指導及び授業（保育）の実施等について

令和8年5月

本市における非常変災発生時等は、幼児児童生徒の安全確保を最優先とし、各校（園）においては、迅速かつ適切に措置を講ずるものとし、以下のとおり対応する。

1 暴風（雪）・大雪・大雨等の警報発表時等の対応について

- (1) 始業前に暴風（雪）特別警報、大雪特別警報、レベル5大雨特別警報、レベル4大雨危険警報、台風接近に伴うレベル3大雨警報、暴風（雪）警報が発表されている場合

ア 午前7時時点で、いずれかの警報が発表されている場合は、当日の授業（保育）を中止する。

イ 午前7時までに、警報が解除された場合は、通学路の安全を確認した上で、通常通り授業（保育）を行う。

ただし、道路の冠水、河川の増水、橋梁の決壊、崖崩れ等、登校（園）に支障が生じる場合は、中学校区で協議の上、始業時間の変更や当日の登校（園）を中止する等、適切な措置を講ずる。

スクールバス利用者については、午前5時30分現在、いずれかの警報が発表されている場合は、登校時のバスが運休となるため、原則、保護者が送り届ける。

- (2) 始業後に暴風（雪）特別警報、大雪特別警報、レベル5大雨特別警報、レベル4大雨危険警報、台風接近に伴うレベル3大雨警報、暴風（雪）警報が発表されている場合

気象状況、通学路及び道路状況等を基に、中学校区で協議の上、次の対応を取る。

ア 児童生徒を安全に帰宅させることが困難である場合は、安全な下校方法が確保されるまで、学校で待機させ、保護者と連絡を密にする等、適切な措置を講ずる。

イ 安全な下校方法が確認できた場合は、教職員等の引率又は見守りのもと下校させる。

ウ 緊急下校（降園）時に保護者に引渡し又は迎えを依頼する方法は、以下のとおりとする。

(ア) スクールバス利用者を含む小中学校・・・tetoru

(イ) 幼稚園・・・・・・・・・・・・・・・・・・すぐーる

2 警報発表時等(1以外)の対応について

次のいずれかの警報が発表されている場合、以下のとおり対応する。

【大雨（台風を伴わない）】 レベル3 大雨警報

【河川氾濫】 レベル5 河川氾濫特別警報 / レベル4 河川氾濫危険警報 / レベル3 河川氾濫警報

【土砂災害】 レベル5 土砂災害特別警報 / レベル4 土砂災害危険警報 / レベル3 土砂災害警報

【高潮】 レベル5 高潮特別警報 / レベル4 高潮危険警報 / レベル3 高潮警報

【その他】 波浪特別警報 / 大雪警報

- (1) 気象情報により、発生と推移についての的確な情報を迅速に把握する。
- (2) 増水状況等については、域内ごとにPTA等に情報提供を委嘱する等、地区別の情報収集体制を整備する。
- (3) 中学校区で協議の上、「臨時休業」、「始業時刻の変更」、「緊急下校（降園）」、「保護者への引渡し」等の措置を講ずる。
- (4) 緊急下校（降園）させる場合は、通学路の安全を確認した上で、下校（降園）させる。その際、次のとおり、安全指導を徹底する。
 - ア 必ず歩道を歩行し、増水した用水路や流速のある側溝等に近寄らない。
 - イ 傘による視界不良や車両のスリップ事故に十分に留意する。
 - ウ 強風を伴う場合は傘を使用しない。
 - エ 路面凍結による転倒や積雪で視認できない危険箇所に留意し、歩行する。
 - オ 引率教員等の指示に従い、遅滞なく下校する。

3 警報等は発表されていないが、災害等の発生のおそれがある場合

- (1) 雷発生時
 - ア 登下校（登降園）前に発生している場合は、登下校（登降園）時刻の遅延等の措置を講ずる。
 - イ 登下校（登降園）途中に遭遇した場合は、「屋内への避難」、「高い物体からの退避」、「低い姿勢の維持」等の避難行動がとれるよう、事前指導を徹底する。
- (2) 記録的短時間大雨情報発表時
数年に一度の猛烈な雨により、屋外への移動は極めて危険な状態となるため、発表中は、原則として、下校（降園）を見合わせ、学校（園）待機を徹底する。
強雨が予想される時間帯を避け、通学路の安全を確認した後に、下校（降園）を判断する。

4 対応体制

- (1) 緊急対応の措置を講ずる場合は、教育委員会と連携を密にするとともに、直ちに結果を報告すること。
- (2) 学校（園）の講じた措置が、確実かつ迅速に保護者等に伝達されるよう、平素から緊急連絡体制を構築しておくこと。
- (3) 学校（園）長は、遅滞なく適切な措置が講じられるよう、常に最新の気象情報を把握するとともに、的確な状況判断に努めること。

5 市内一斉措置の判断及び連絡

警報等の発表が予測され、市内で一斉に臨時休業等の措置を講ずる場合は、前日（週休日及び休日を含む。）の午後5時までに、教育委員会から各校（園）の管理職員に連絡する。

6 その他

市内で一斉に臨時休業等の措置を講じない場合も、学校教育法施行規則第63条の規定に基づき、学校区の気象状況を鑑み、学校（園）長は、「臨時休業」や「始業時刻の変更」の措置を講ずることができる。ただし、この旨について、教育委員会に報告する。

令和8年5月29日

(宛先) 保護者様

学校長

非常時における生徒の登下校の指導及び授業の実施基準の改定について

(お知らせ)

平素から、本校の教育活動及び防災対策取組への御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、このたび、気象庁において発表される防災気象情報について、令和8年5月29日から新たな運用が開始され、情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表されるとともに、レベル4相当の情報として危険警報が新設されます。【参考1】

【参考1】新しい防災気象情報の情報体系とその名称(レベルが設定されるもの)

	河川氾濫 1級河川などの 大阿川の氾濫	大雨 氾濫地の浸水や 大阿川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地の崩壊や 土石流	高潮 海水面上昇や 波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
-----<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！>-----					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認(避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど)
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

これに伴い、各幼・小中学校(園)における非常時の対応基準が次のとおり変更となります。

つきましては、変更内容を御理解いただき、改めて、非常時の対応について各家庭でお子様と御確認いただきますよう、お願いいたします。

当日の臨時休業の判断基準

対象となる警報の名称を次のとおり改めます。

場面	対象となる警報（変更後）	対応
始業前に発表 （午前 7 時の時点で既に発表中）	・ 暴風（雪）特別警報 ・ 大雪特別警報 ・ <u>レベル 5 大雨特別警報</u> ・ <u>レベル 4 大雨危険警報</u> ・ <u>台風接近に伴う レベル 3 大雨警報</u> ・ 暴風（雪）警報	授業中止
始業前に解除 （午前 7 時まで解除済み）	同上	安全確認後、通常どおり実施
始業後に発表 （午前 7 時以降に発表）	同上	中学校区で協議し対応を決定